

# 令和元年度特別会計財務書類の検査の結果

## 1 特別会計財務書類の検査

特別会計に関する法律(平成19年法律第23号。以下「法」という。)第19条第1項の規定に基づき、所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならないこととなっている(以下、この書類を「特別会計財務書類」という。)。そして、同条第2項の規定に基づき、内閣は、特別会計財務書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならないこととなっている。

会計検査院は、令和2年11月6日に、内閣から、特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号。以下「施行令」という。)第35条第2項の規定に基づき、令和元年度特別会計財務書類の送付を受けた。

## 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

会計検査院は、正確性、合規性等の観点から、<sup>(注1)</sup>17府省庁等が所管する<sup>(注2)</sup>13特別会計の令和元年度特別会計財務書類が、法、施行令、特別会計の情報開示に関する省令(平成19年財務省令第30号)、同省令第1条の規定に基づき定められた特別会計財務書類の作成基準(平成20年財務省告示第59号。以下「作成基準」という。)等に従った適切なものとなっているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、作成基準において、特別会計財務書類が、歳入歳出決算、国有財産台帳等の計数を基礎として作成されることとなっていることから、これらの資料及びその他の関係資料を確認するなどして検査したほか、<sup>(注3)</sup>13特別会計を所管する13府省庁等のうち、12府省庁等において会計実地検査を行うとともに、残りの1省については、会計検査院において担当者から説明を徴するなどして検査した。

(注1) 17府省庁等 国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、外務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省

(注2) 13特別会計 交付税及び譲与税配付金、地震再保険、国債整理基金、外国為替資金、財政投融资、エネルギー対策、労働保険、年金、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全、東日本大震災復興各特別会計

(注3) 13府省庁等 内閣、内閣府、復興庁、総務、法務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、防衛各省(令和元年度に東日本大震災復興特別会計の予算が措置されなかったことなどにより、特別会計財務書類を作成しなかった国会、裁判所、会計検査院及び外務省を除く。)

## 3 検査の結果の概要

検査の結果、作成基準等と異なる処理をしていて、特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものが、表のとおり、5府省が所管する2特別会計において2事項見受けられた。この2事項の内容を示すと、次項「4 特別会計別の検査の結果」のとおりである。

なお、上記の2事項については、<sup>(注4)</sup>全て2省において所要の訂正が行われた。

(注4) 2省 国土交通、環境両省

表 特別会計財務書類の計上金額の表示が適切とは認められないものの概要

番号	特別会計名 (勘定名)	所 管	財務書類の種別	計上金額の表示が適切とは認められない 科目等名	事項	備考
1	エネルギー対策 (電源開発促進)	内閣府、文 部科学省、 経済産業省 及び環境省	貸借対照表	有形固定資産 物品 資産合計 資産・負債差額 負債及び資産・負債差額合計	① (注)	後掲 4(1)
			業務費用計算書	減価償却費 資産処分損益 本年度業務費用合計		
			資産・負債差額 増減計算書	Ⅱ 本年度業務費用合計 Ⅵ 本年度末資産・負債差額		
			附属明細書	1 貸借対照表の内容に関する明細		
2	自動車安全 (空港整備)	国土交通省	貸借対照表	退職給付引当金 負債合計 資産・負債差額	② (注)	後掲 4(2)
			業務費用計算書	退職給付引当金繰入額 本年度業務費用合計		
			資産・負債差額 増減計算書	Ⅱ 本年度業務費用合計 Ⅵ 本年度末資産・負債差額		
			附属明細書	1 貸借対照表の内容に関する明細		
(注) このほか、当該事項に連動して、当該特別会計(勘定)の連結財務書類及び勘定を合算した財務書類の関連箇所に誤りが生じているものがある(誤りが生じている財務書類の種別は、次項「4 特別会計別の検査の結果」において、各特別会計(勘定)の〈表示が適切とは認められない事項の説明〉に示す。)。						

4 特別会計別の検査の結果

(1) エネルギー対策特別会計

電源開発促進勘定

(単位：百万円)

財務書類の科目等			計上金額	適切 計上金額	事項
貸借対照表	有形固定資産	本会計年度	6,322	6,341	
	物品	本会計年度	6,151	6,170	①
	資産合計	本会計年度	274,025	274,044	
	資産・負債差額	本会計年度	269,498	269,516	
	負債及び資産・負債差額合計	本会計年度	274,025	274,044	
業務費用計算書	減価償却費	本会計年度	1,741	2,176	①
	資産処分損益	本会計年度	491	40	
	本年度業務費用合計	本会計年度	319,564	319,545	
資産・負債差額増減計算書	Ⅱ 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 319,564	△ 319,545	
	Ⅵ 本年度末資産・負債差額	本会計年度	269,498	269,516	

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

④ 固定資産の明細

物	品	本年度減少額	590	138	①
		本年度減価償却額	1,731	2,166	

〈表示が適切とは認められない事項の説明〉

事項① 貸借対照表の「物品」は、作成基準等により物品管理簿の記載価格を基礎として計上することとなっているのに、一部の物品を計上しないなどしていたり、業務費用計算書の「減価償却費」の算定に当たり、一部、誤った金額を計上するなどしていたりしたため、それぞれの計上金額が誤っており、また、このことなどに伴い、業務費用計算書の「資産処分損益」の計上金額が誤っていたもの(環境省)

なお、上記に連動して、連結貸借対照表、連結業務費用計算書、連結資産・負債差額増減計算書、合算貸借対照表、合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。

(2) 自動車安全特別会計  
 空港整備勘定

(単位：百万円)

財務書類の科目等			計上金額	適切な金額	事項
貸借対照表	退職給付引当金	本会計年度	60,482	60,317	②
	負債合計	本会計年度	1,282,111	1,281,946	
	資産・負債差額	本会計年度	2,572,140	2,572,305	
業務費用計算書	退職給付引当金繰入額	本会計年度	2,671	2,506	②
	本年度業務費用合計	本会計年度	342,188	342,023	
資産・負債差額増減計算書	II 本年度業務費用合計	本会計年度	△ 342,188	△ 342,023	
	VI 本年度末資産・負債差額	本会計年度	2,572,140	2,572,305	
附属明細書 1 貸借対照表の内容に関する明細 (2) 負債項目の明細 ④ 退職給付引当金の明細					
退職手当に係る引当金		本年度増加額	2,371	2,206	②
		本年度末残高	51,612	51,447	
〈表示が適切とは認められない事項の説明〉  事項② 貸借対照表の「退職給付引当金」は、作成基準等により、年度末の支給対象職員数を基に算定することとなっているのに、誤った支給対象職員数を基に算定していたもの(国土交通省)  なお、上記に連動して、連結貸借対照表、連結業務費用計算書、連結資産・負債差額増減計算書、合算貸借対照表、合算業務費用計算書及び合算資産・負債差額増減計算書の関連箇所に誤りが生じていた。					